

全国商工会議所の「業務災害補償プラン」

(傷害総合保険、労災総合保険・使用者賠償責任条項)

補償範囲が大幅に拡大「業務災害補償プラン」が近年増加する企業の
労災賠償リスクから、会員の皆様を守ります。

うつ病による自殺や過労死など新しい労働災害は年々増加しています。そしてその賠償金も高額化しています。しかも、平成18年の労働安全衛生法の改正により、企業の安全配慮義務も厳格化に向かっています。これらの労災リスクにしっかり対応でき、しかも低廉な掛金で加入できる新しい補償プラン「業務災害補償プラン」はリスクヘッジ手段としておすすめです。

〈高額化する労災補償と増加する従業員の「心の病」と企業リスク〉

高額賠償事例の続出

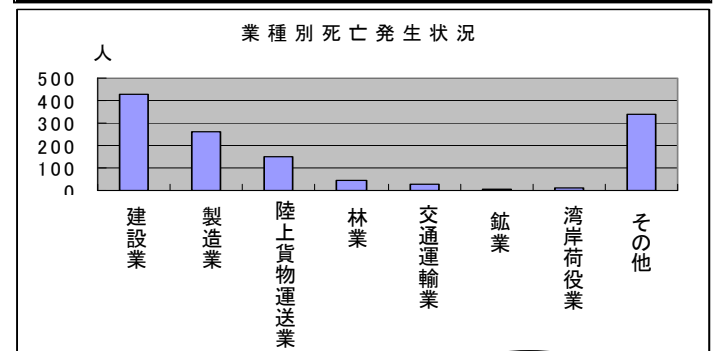
1億円以上の賠償も発生！

そのとき貴社はどのように
対応しますか？

【安全衛生情報センター：労働災害統計「平成21年度死亡災害発生状況」による】

建設業の死亡者数は依然トップの430人(平成20年)

【高額判例・和解事例】		
約1億6,500万円	建設	原木落下、頸部を直撃
約1億1,300万円	製鉄	過労死(41歳)
約1億1,100万円	食品	過労、うつ病自殺(24歳)
約9,200万円	建設	建設現場で車両落下
約8,000万円	建設	建設現場で倒れ死亡
約7,250万円	運送	トラック運転手過労死
約7,000万円	土木	水道工事中 煉瓦塀が倒壊



業務災害補償プランの特徴

個別で
加入するより最大
約**60% 割安!**
【傷害総合保険部分(※1)】

- 全国商工会議所のスケールメリットにより、低廉な掛金を実現
- 1名あたり最大3億円／1災害あたり最大5億円までの労災賠償に備える
「使用者賠償責任保険」を標準セット
- おケガの場合、政府労災保険の給付を待たずに保険金の支払いが可能
- 掛金は売上高で算出できます。掛金は全額損金参入可能(※2)

保険期間 2011年10月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償プランの概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパン営業店にお問い合わせください。

(※1) 団体割引30%、過去の損害率による割引35%、役員員一括契約割引10%(売上高より換算した被保険者数が20名以上の場合)を適用した傷害総合保険部分の1名あたりの保険料割引率です。

(※2) 今後法改正により変更になる可能性があります。詳しくは税理士にご確認ください。

安全配慮義務とは？

安全配慮義務とは、民法、労働基準法、労働安全衛生法などに基づき、使用者が労働者に対して負う義務の一つで、「**使用者は労働者の生命および健康などを危険から保護するよう配慮しなければならない**」というものです。平成20年に施行された労働契約法で、安全配慮義務が明文化されました。使用者賠償責任を負わないためには、使用者が自己の無過失を立証する必要があります。

◆安全配慮義務違反を問われるポイント

- ①(予見可能性)災害発生を合理的に予見できたのではないかな？
- ②(危険回避義務)社会通念上相当とされる防止手段を尽くしていなかったのではないかな？

安全配慮義務違反の例

過労死・メンタル自殺の他にも下記のようなケースで安全配慮義務違反とされる可能性があります。

1. 不特定多数の人が出入りしている出入り口が1つしかない店舗で、不審者が来店、従業員が逃げ場を失って襲われ亡くなった。
2. 飲食店の厨房で一酸化炭素中毒が発生し厨房にいた従業員が亡くなった。
3. 高血圧や心臓病などの持病がある従業員が、出張先で脳溢血や心筋梗塞で亡くなってしまった。
4. 大型台風の接近が予想されていたのに、従業員を外出させ、移動中に事故に遭った。
5. トラック運転手が荷積み・荷下ろし業務によって腰椎椎間板ヘルニアに罹患し後遺障害が残った。
6. 航空機の機内清掃会社の従業員3名が、業務によって腰痛症に罹患した。
7. 整備工場内で、車両を整備していた従業員Aが、他の従業員Bの運転する車両に轢かれて亡くなった。
8. 夜間、会社内に強盗が侵入し、宿直の従業員が殺害された。
9. 真夏日に長時間にわたり屋外で交通誘導をしていたアルバイトの誘導員が、熱中症で倒れて亡くなった。
10. 事務所ビルの階段の滑り止めが剥がれていて、従業員が足を滑らして転落して亡くなった。
11. 事務所ビルの床が濡れていて、従業員が滑って転倒、頭を打って亡くなった。
12. 准看護師が、C型肝炎の患者から採血した際、注射針を誤って指に刺してC型肝炎に感染した。

お問い合わせ先

株式会社損害保険ジャパン 新潟支店法人支社
〒950-8661 新潟県新潟市中央区万代1-4-33
TEL:025-244-5181 FAX:025-244-5177
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

制度引受保険会社

株式会社損害保険ジャパン

制度運営

日本商工会議所